第2章 輸入制限

我が国としては、輸入数量制限について、次のとおり対処する。

I. 農水産品

輸入数量制限対象農水産品については、ガット及び関係因認の協関・交渉において下記の方針により対処する こととし、これらの協議・交渉を踏まえ、我が国農水産業の実情に配慮しつつ、国際的動向に即した市場アクセ スの改善に努める。

- 1. 新ラウンドに向けて、現在ガット農業貿易委員会において、
 - (1)農産物貿易をガット体制により一層組み入れること、
 - (2)市場アクセスの条件を改善すること、
 - (3)輸出競争をより強い規律の下におくこと、

を目指して、ウェーバー等を含む輸入数量制限、輸入課数金、輸出補助金等農産物貿易に影響を与えるすべて の措置を対象に、農業の特殊性を十分考慮した新しいルール策定の作業が既に開始されている。ガットにおけ るこのようなルールの合意形成に積極的に参加し、この作業及び新ラウンド交渉の進捗を図る。

2. 関係国間で約束がなされている牛肉、かんきつその他の農産物については、その内容を被実に履行するとともに、期限後の取扱いについて、約束に従い逐次協議を開始し、被意をもって適切に対応する。

I. 城工業品

皮革及び革靴の輸入数量制限については、ガットの期において適切に対処する。

第3章 基準・認証、輸入プロセス

1 基本方針

- 1. 政府は、我が国の法令等に基づくすべての基準・認証制度等につき、「原則自由・例外制限」、「例外制限の内容も必要最小限のものに限定する」、「可能な限り消費 計の選択と責任に委ねる」、「生産者の義務と責任についての自覚を促す」との視点 に立って総点検し、率先して我が国市場へのアクセス改善を関るべく別紙1の措置を とる。
- 2. なお、総点検の過程においては、我が国の基準・認証制度を可能な限り諸外国の類似の制度と比較検討し、我が国の制度が少なくともこれら諸国の制度に比し市場の開放性において進色のないものとすることとした。
- 3. さらに、今回の作業において、200件を超える諸外国等からの要望事項について は、すべて精査し、誠意をもって対応した。
- 4. また、1月の日米首脳会談を受けて開始された日米間の四分野のハイレベル協議における現在までの成果のうち、基準認証制度等に関する部分をとりまとめて別紙1の 附属として示した。これらの成果は、米国のみならず、広く諸外国に均てんするもの である。

1 アクション・プログラムの主要内容

1. 政府の介入を必要最小限にとどめ、我が国市場が自由な競争原理を最大限に発揮し うるようにするため、基準・認証制度の対象品目の削減、基準自体の削減のほか、と りわけ自己認証制度の導入と拡充を図ることとする。

〔具体的措置例〕

消費生活用製品安全法に基づきチェックしていた炭酸飲料ビン詰め等、伝 染病予防法に基づく消毒用医薬品、等8件の基準認証制度について、国等が 行う検査等に代わり、メーカー自身が基準に適合しているか否かをチェック する自己認証制度を新たに導入するほか、電気用品取締法等に基づく5件の 基準認証制度について、政府認証の範囲を縮小して自己認証の対象を拡充す る。

また、化粧品については、その全ての種類につき、順次、配合し得る成分の規格基準を作り、これに適合するものについては、個別の製品毎に許可を受ける必要はなく届出で足りることとする(当面3年間でマニキュア、ヘアーリキッド等について基準を作り、これにより化粧品全体の許可件数は3年間で6割程度減少)。

2. 外国製品の我が国市場への参入に関し、我が国製品と同様公平で平等な参入機会を与える措置をとる。

このための手段として、外国製品の我が国市場への参入に必要な許可等を得るため、 我が国に提出しなければならない検査データにつき、外国で作成されたデータを出来 る限りそのまま認めることとする。

(具体的措置例)

申請者(メーカー等)の作成データをそのまま認める(大部分の臨床項目についての試験データ受入れ、新設の「輸入車特別取扱い制度」における一定条件の下でのデータ受入れ等)、外国の第三者機関(外国検査機関)を予め指定しておき、同機関が作成したデータを事実上自動的に受け入れ、承認等を行う(JAS法、JIS法等で新たに認めることとする)その他の方法があるが、これらの導入により許可等の取得が従来より遙かに容易となり、外国製品が我が国市場において実質的にも我が国製品と全く同等の競争条件を与えられることとなる。

3. <u>我が同市場における顔争上の公平性を確保するため、基準の設定、改訂に関し外国</u> 関係者の意見を反映させるなど政策決定における透明性を確保する。

(具体的情况例)

すべての審議会、審議会の専門委員会等で、規格・基準の制定又は改正に 関する原案を作成する過程において、常に、外国関係者が参加ないし出席し、 意見を述べることができることとする。

4. 市場アクセスを容易にするため、認証に至る手続きを極力簡素化し、迅速化する措置をとる。

(具体的措置例)

すべての基準・認証制度に基づく許可等の事務処理にどの位の期間を要するか(標準事務処理期間)予め明示し、その期間内に処理しえない事情がある場合にはその旨を明らかにすることとする。これにより、行政各部における事務の大幅な迅速化が期待される。

5. 物資の流れに着目し、我が国市場参入時点での手続きの簡素化を図る措置をとる。 このため、輸入届出手続きを不要とする範囲を拡大したり、税関窓口への事務委任 の範囲を拡大すること等によって、外国製品の輸入手続きを極力簡素なものとし、ス ピードアップすることとする。

(具体的措置例)

今回、動植物原料油脂、モルト、ホップ等の一部の加工食品原料については輸入届出が不要となったほか、ウィスキー、ブランデーや、過去において食品衛生上問題が生じていないチョコレート、紅茶等を継続的に輸入する場合、一定期間(1~3年)内は輸入の都度の届出なしに輸入できることとする。今回の措置の結果、輸入食品全体の約3割(生鮮食品を除けば、全体の約6割)について手続が大幅に簡素化されることとなる。

Ⅱ フォローアップ体制等

今後は、これらの改善情報を着爽に実施に移し、今回の作業の適切なフォローアップを行うことがとりわけ重要な課題となるが、これらに係る今後の方針、体制等は、今回の作業方針とも行うべき基本的な考え方とともに別紙 2 に詳述されている。

!. 基準・認証制度に関する改善措置

A. 政府介人の縮小のための措置

(別紙 1).

指置の	分 類	措	置	Ø	构	更	タイムスケジュール			
1. 基準·認証	 E制度の透	一十一———————————————————————————————————		·	المنطقة للما الله المنطقة المن					
対象品目の			うち医療用速心ちんでん	し器、医療用定温器等	3年間で33種類の医	原用具を承認不要とする。	3年間			
		注、JIS規格の整備による承認不要範囲の拡大と合わせ、医療用具の年間承認件数を3年間で1/4減らす。								
		│○化粧品の種類毎に配合成分等の基準を作成し、これに適合する化粧品については個別の製品ごとの許可を不要とし、届 								
		出で足りるものとする。 目標								
		(1)3年間でマニューの製品を許可不		等15種類(毎年5種	節 の化粧品について	、この基準を作成し、6割	程度!			
	,	(2)その後も、基準	の作成を進め、許可不	摂の範囲を拡大する。		(車項)	法) (
			•				1			
		(農林水産省)	and the second second second	1 1 fr	40.31 At 12. as about a 199 and 1		1			
		〇取引の単純公正化等	の観点に照らし、JA:	•••••			61年度中			
		1 .	•	(Ex	体物質の規格化及び品	質表示の適正化に関する法	(平)			
		- 「 【〇動物用医薬品の検定	対象から、(1)診断液の	一部を除外し、(2)抗生	物質領料添加剤につい	ても除外の方向で検討する。	, (I)本年度中			
						(平事)				
•							1			
		(通商産業省)		,			1			
		○取引の単純公正化等	の観点に照らし、現行	JISマーク表示対象	品目の 1割程度を削減	することを目途に見直す。	3年間(本年8月カ			
		1				(工業標準化)	生) ら着手)			
		1					1			
		│○各種メーター等の計	置器について、国の検討	定等の対象品目を縮減	する。	(計量)	生) 61年度に計量行政電			
		1		•		•	読会に諮問			
		- 	される小学物質のうせん	が が が に に に に に に に に に に に に に	切されているものにつ	いて安全性を確認のうえ、(
		可能物質として公示		「四 にんに 文土 江の 唯	10011CV -0 001C >	O. CATLETIMESO IX.				
		1 110/120000	ノー・中央人 三海(株人) 「〇)	•	(小学物質の第本は	び製造等の規制に関する法	i itti !			

措置の分類	潜	置	· Ø	概	要	タイムスケジュール
	(労働省) ○小型のスチーム・クリ ○新規に製造又は輸入さ る方向で検討する。				「の対象外とする。 と合物について届出を不要とす (労働安全衛生法)	- 3ヶ月以内 1年以内
	(自治省) (日治省) (○展示用48維板等防炎規	制の対象品目を2割	呈度削減する。		(消防法)	 1年以内
	○医療用具について、3 り、製造業者自らの費 ○国家検定の対象となっ	任において規格に合語 ている医薬品のうち	改していることをチェ 術夜製剤及び一部の血	ックする品目の範囲を拡 液製剤について、製造・	き続き J I S規格の整備を図 は大する。 品質管理技術の進步を踏まえ 5品目の範囲を拡大する。 (薬事法)	扶
	 ○伝染病予防のために用 とをチェックすること 		品の国家検定を廃止し	、製造業者自らの責任に	こおいて基準に合致しているこ (伝染病予防法)	· 3年間
	 ○食品に使用されるかん していることをチェッ 		製剤について、製品検	査を廃止し、製造業者自	目らの責任において規格に合致 (食品衛生法)	
	(農林水産省) ○炭酸飲料びん詰につい 証制度) を導入する方		しているかどうかを製	造業者自らの責任におい	いてチェックする制度(自己認 (消費生活用製品安全法)	
	 ○勤协用医療用具のうち 品質規格基準に適合し 				が定着しているものについて、 (葉事法)	! 3年間
	I ○現在登録制の対象とな 	っている肥料の一部	を、届出制(指定配合	肥料) に移行させる。	()肥料取締法)	 本年度中

措置の分類	十 措			#1	要	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
196 頃 の カ 知	і ЛЯ +		の 	概		タイムスケジュー/ -+
	(通商産業省)					i
	一〇電気用品の安全性	を確保するための基準	20連守を政府がチェッ	クしている品目 (甲種) を	見直し、製造業者自らの責任	E!3年間
	において基準に合	汝していることをチュ	ェックする品目 (乙種)	へ移行させる。これにより	現行の乙種品目数 (72) を当	á i
	面似ね倍増し、さ	らに調査を行い今後:	3年間で現行乙種品目数	を 3 倍増とすることを目途	さとする。(電気用品収輸法)	
	〇消費生活用製品生	全法に基づく特定製品	品の規制について関係書	議会に諮り、消費者等の意	見を踏まえて自己認証制の基	13年以内
	入の可能性を検討	ける。(前頃の農林)	k産省の項参照)		(消費生活用製品安全法)	1
	1		•			1
	一〇信頼性の向上した	高圧ガス利用製品につ	ついて自己認証制度の拡	大を図る等法令上の取扱を		60年11月末を目途
	1				(高圧ガス取締法)	高圧ガス及び火薬
	 (郵政省)					保安審議会の答申
		いっち その制造・草原	5答項は応ふ定案してい	スペスレンジについて技術	 基準に適合していることを自	予定 大年中
	一己認証させる。	プラス ての教題・四層	(日注)以州が)に何してい	A COLUMNIC DAY CIXIN	(電波法)	1
	1				(and a second	
	(労働省)					1
	Ⅰ○簡易防じんマスク	について、構造・性能	を基準に適合しているこ	とを自己認証させる。	(労働安全衛生法)	1 年以内
•						1
	(建設省)	•				1
		•			のうち、すでに十分実績のあ	5.本年度末
	1 る型式について同	は対す基準に適合してい	いることを自己認証させ	'⊅•	(建築基準法)	!
) (自治省)					1
		5用機械器具等の検定制	制度の対象品目の1割程	度について自己認証への移	行を検討する。 (消防法)	, ! 1 年以内
1. 規格基準の項目削減又	(農林水産省)	•	•			1
は緩和	〇肥料の公定規格の	技術基準のうち、造制	位促進剤等の原材料に関	する制限を緩和する。	(肥料取締法)	本年度中
					·	1
	一〇動物用医薬品の検	定項目のうち、ホルマ	マリン定量試験等の理化	学試験の一部を廃止する。	(薬事法)	本年中

措置の分類 	计	Ø	枫	要	 タイムスケジュール
 	(通商産業省) 〇先般のタンクローリー横転率は 制基準を見直す。	女についての関係省庁連絡会議の	検討結果をも踏まえて車	(高圧ガス収輸法)	 関係省庁連絡会議の 検討結果を踏まえ速 やかに
 	(輿政省) ○電気通信端末機器の技術基準項 	項目を30項目から21項目へ削減す	- 3.	(主案 生 1) 直天 (主)	! !7月20日 !
 	(自治省) 〇消防ポンプ等の消防用機械器員	4年の検定に係る細部の試験項目	を1/4程度削減する。	(消防法)	, 1年以内
 4. その他 	 (通商産業省) ○法定計量器の比較検査、基準器 	器検査の有効期間を延長する。		(計量法)	 61年度に計量行政等 頃会に諮問
	(2)少数台数取扱制度では、検査 動車メーカー自身が作成する (3)少数台数取扱制度では、申請 ていたが、適用期間の制限を (4)検査の際、国の検査場への1	日台数の枠を一型式年間500 台以 をデータについては指定検査機関 のデータを受け入れることとする 計された自動車についての適用期 を無くすることとする。 1 台毎の自動車の持ち込みを省略 の統一問題と自己認証の問題に	(下としていたが、1000台 (のデータを提出すること)。 で でででである。 ではなりではいたが、1000台 (では、2年を) ではないでは、2年を ではないでは、2年を ではないできる。	にまで拡大することとする。 としていたが、一定条件下で自 ・超す場合には再中請を必要とし	1 ! ! ! !
 	 (郵政省) 〇(1)自動車電話、(2)ポケットベル ルの導入に必要な措置について 		を緩和するとともに、(4)ポータブル・データ・ターミナ (造 波法)	

1
_
4
-
١

 #	# #	分	類	 	措	a	<i>ه</i>	概	 タイムスケジュール
i I				1					(2)及び(3)61年3月ま! でに同審議会の答
		 		İ					申を予定

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O